

平成31年

4月定例総会会議録

酒田市農業委員会

平成31年4月定例総会 会議録

1 日 時 平成31年4月12日(金) 午前9時30分 開議

2 場 所 酒田文化センター 412号室

3 出席委員(28名)

1番	佐藤 良平	委員	2番	庄司 隆	委員	3番	白畑ちか子	委員
4番	伊與田明子	委員	5番	佐藤 玲子	委員	6番	佐藤 良	委員
7番	石井 光一	委員	8番	池田 良之	委員	9番	土田 治夫	委員
10番	佐藤 浩良	委員	11番	佐藤 茂樹	委員	12番	遠田 君雄	委員
13番	齋藤 均	委員				15番	荘司太一郎	委員
16番	須田 正弘	委員	17番	尾形 大介	委員	18番	佐藤 耕造	委員
19番	五十嵐弘樹	委員	20番	飯塚 将人	委員	21番	富樫 一彦	委員
22番	柿崎 一美	委員	23番	後藤 保喜	委員	24番	五十嵐 亨	委員
25番	五十嵐直太郎	委員	26番	関口 友子	委員	27番	佐藤 清一	委員
28番	荘司 研治	委員	29番	大場 重樹	委員			

4 欠席委員(1名)

14番 児玉 昭一 委員

5 事務局職員出席者

藤井事務局長 藤井昌道 事務局次長 加藤広晃 農地主査兼係長 阿彦智子  
主任 佐藤 聖 主事 高橋 咲葵  
専門員 石塚 裕 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
4. 解約
5. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

1.

7 議 事

議第19号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第20号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議第21号 農用地利用集積計画について  
議第22号 下限面積(別段の面積)について

---

## 開 会

(午前 9時30分 開会)

- 藤井事務局長  
おはようございます。それでは、ただいまから平成31年4月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。  
4月の年度初めということで、初めに農業委員憲章の唱和を行いたいと思います。齋藤会長職務代理をお願いします。
- 齋藤会長職務代理  
それでは、農業委員憲章の唱和をいたします。  
(憲章唱和)  
ありがとうございます。ご着席ください。
- 藤井事務局長  
ありがとうございました。  
それでは、開会にあたりまして、五十嵐会長が挨拶を申し上げます。
- 五十嵐直太郎会長  
(挨拶)
- 藤井事務局長  
ありがとうございました。  
総会の議長は酒田市農業委員会規定第19条によりまして、会長が務めるとなっております。五十嵐会長よろしくをお願いします。
- 五十嵐直太郎 議長  
それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。  
本日の欠席委員は、14番、児玉委員です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

---

## 議事録署名委員の選任

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。  
議事録署名委員に、18番、佐藤耕造委員、19番、五十嵐弘樹委員の両名をお願いいたします。

---

## 報 告 事 項

- 五十嵐直太郎 議長  
最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。
- 藤井事務局長  
報告事項につきまして、議案の1ページからになります。  
今回の報告事項は、1番、農地法第3条の3届出書の受理について14件、2番、農地法第5条届出書の受理について5件、3番、地目変更登記に係る照会に対する回答について2件、4番、解約が3件、5番、農地法第18条第6項の規定による通知受理について30件、以上54件につきまして担当が説明をいたします。
- 阿彦農地係長

それでは、議案書1ページから申し上げます。(報告事項を朗読説明する)  
報告事項は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。  
何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長 ないようですので、これで報告事項を終わります。

## 議第19号 農地法第3条による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

議第19号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

○藤井事務局長

議第19号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、11件の申請がありました。その可否  
を決定しようとするものであります。詳細につきまして説明をいたします。

○阿彦農地係長

それでは、16ページをお開きください。議第19号 農地法第3条の規定による許可申請についてで  
す。なお、今回の農地法3条の許可申請につきまして、全ての要件におきまして要件欄に記載のあ  
りますとおり、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件、その他経営面積まで、  
農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えております。

また、今回の3条案件におきましての農業者年金への影響はございません。

それでは、酒田13番です。同じ世帯の親子によるものです。こちらは使用貸借権20年の設定で年金  
を伴わない経営移譲となっております。

続いて酒田14番、同じ世帯の親子になります。こちら親子間での使用貸借権10年の設定となりまし  
て、年金を伴わない経営移譲となっております。17ページです。

酒田15番、同じ世帯の親子になります。こちらについても親子間使用貸借権の設定が10年、年金を  
伴わない経営移譲となっております。

酒田16番、同じ世帯の親子になります。使用貸借権の設定10年で年金を伴わない経営移譲となっ  
ております。

続きまして、酒田17番、相手方の要望によって所有権移転の許可申請となっております。こちらに  
ついては農地の交換を行うということで、この同じ組み合わせの案件が利用集積に出ています。  
ただこの案件の場合、受人のほうの利用集積での交換の条件を満たさず、3条での売買の形での  
所有権移転を行うものでございます。なお、別添資料、1ページ、ごらんください。

酒田17番10アールあたりの対価につきましては、50万円という設定となっております。

議案書に戻りまして酒田18番、こちらも相手方の要望によっての所有権移転の許可申請です。

別添資料、10アール当たりの対価が25万6,400円になっておりますが、総額では1万円でのやりと  
りとなっております。それでは、18ページをお開きください。

酒田19番です。相手方の要望によって所有権移転の許可申請になります。こちら、山林と地目がご  
ざいますが、現況は畑地となっております。別添資料をごらんください。10アール当たりの対価は  
30万円となっております。

議案書、続いて酒田20番、申し上げます。こちらも相手方の要望によって所有権移転の許可申請で  
す。別添資料をごらんください。10アール当たりの対価は32万2,600円となっております。

議案書戻ります。酒田21番とその下、酒田22番、関連案件です。

こちらは交換の内容で所有権移転を行うこととなりますが、面積差が2割を超えておりますので、  
交換の要件を満たさないため、それぞれ贈与でのやりとりで交換を行うこととなっております。

なお、21番の受け手につきましては、高齢年金を受給されている方になりますので、このたび交換

で求めた農地の経営権の3カ月以内に後継者のほうへ使用貸借する予定でございます。  
それでは、続きまして酒田23番から申し上げますが、21ページの酒田34番まで関連の案件となっております。こちら、浜中の畑と現況が畑のところになります。地目が山林とございますが、こちら 現況主義によりまして3条申請を受けております。現況は畑となっております。

別添資料の2ページをお開きいただけますでしょうか。

ちょっと見づらいのですが、浜中の畑や山のほうによくある事例なのですが、帯状に細長い農地がずっと連なっているところとなっております。このたび平成30年の年末に分筆を行いまして、このような区画の整理を行なおうとしたものでございます。それによって、このたび贈与でそれぞれの農地を交換するなどしてまとめるという内容になってございます。12件ございますが、全て贈与となっております。酒田は以上です。

○松山総合支所 門脇調整主任

松山5番、申請事由は相手方の要望による売買です。こちらは、もともと受人が渡人より借り受けていたもので、このほど渡人の申し出があり売買することになったものです。売買価格については、10アール当たり37万円となっておりますが、総額20万円からの割り返しとなるもので、端数処理の関係でこちらの表示はぴったり37万円というふうになっております。

つづきまして、松山6番です。親子になります。申請事由は経営移譲年金を伴わない経営移譲による使用貸借で、期間は20年になります。以上、松山になります。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田地域です。平田3番、親子の関係です。農業者年金にかかる再決定のための使用貸借権です。期間は20年です。以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告を願います。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。4月8日に、第6班による農地調査委員会を行っております。

議第19号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けてないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにお願いします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

16番、須田正弘委員に該当する案件がありますので、この計画案を先に審議します。

退席を求め、暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時01分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。質疑に入ります。

21ページ、松山5番について、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。  
松山5番の案件について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、松山5番については許可決定といたします。  
ここで、16番、須田正弘委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時02分 休憩  
午前10時02分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。続きまして、松山5番以外の案件について審議します。ご質問、ご意見のある方  
お願いいたします。何か質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。  
議第19号 農地法第3条の規定による許可申請について、松山5番以外の案件について、許可決定  
とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、松山5番以外の案件について許可決定といたします。  
これで、議第19号 農地法第3条の許可申請については全て許可決定といたします。

---

## 議第20号 農地法第5条による許可申請について

続きまして、議第20号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたしま  
す。事務局の説明をお願いします。

○五十嵐直太郎 議長

議第20号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、7件の申請がありました。その可否  
を決定しようとするものであります。詳細につきましてご説明をいたします。

○阿彦農地係長

それでは、22ページ、議第20号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。  
酒田4番です。藤塚の畑1筆につきまして、現場事務所敷地として賃貸借権9カ月の申請となっ  
てございます。許可後、31年12月31日までの許可申請となっております。農地区分は公共投資の対象  
となっていない小集団の農地となっておりますので、また集落内でもあることから二種農地と判  
断しております。状況は市街化調整区域内です。高速道路にかかる工事現場の現場事務所と駐車場  
として利用するというのでございます。別添資料3ページ、4ページ目をごらんください。  
場所につきまして、西荒瀬小学校の近くでございます。旧庄内みどり農協の西荒瀬支店の2軒隣に  
ある敷地でございます。向かって右隣には、グループホーム樫の木さんが建っているところでござ  
いまして、以前からも何度か申請が出ているところでございます。以前の工事現場の使用が満了し  
ましたら、その都度、同じ敷地に関しても3年以内の一時転用は可能ということで、このたび新た  
に申請が出ているものでございます。周囲につきましては、字限図ごらんいただいて、奥のほうに

ある187-1と186が畑になっております。そちらからは同意をいただいております、それ以外の周囲が宅地及び官地となっております。

それでは、続きまして議案書22ページの酒田5番から申し上げます。

酒田5番、酒田6番、酒田7番と関連になっております。同じ受人への所有権移転となるものでございます。場所が広野の畑になりまして、別添資料の5ページ、6ページをお開きください。

位置図と字限図、案内図、それぞれごらんいただきまして、5ページの位置図のほうから申し上げます。国道7号の酒田インターから三川のほうに向かう道路になっております。途中、さくらホーム広野の施設が建っているところの左側に位置するものとなっております。案内図のほうに詳しく載っておりますが、住宅街にありますさくらホームさんから西側のほうに位置する畑の区画となっております。それで状況としては、集落内にある小集団の農地で公共投資の対象外となっていないことから二種農地と判断してございまして、許可基準としては周囲のほかの土地に立地するのが困難ということで、このたび太陽光発電パネル設置の敷地としての申請となっております。

なお、パネルの設置の仕方につきましては、基礎は置かずに支柱を土に差し込む形です。特に盛り土などは行わず、50センチ程度の盛り土が行われるかもしれないということで聞いておりますが、そういった状況での設置となっております。東北電力の系統連系は平成30年の12月20日に済んでおりますし、東北経済産業局の認可も平成31年の1月28日に出てございます。また広野地区の農振協議会からの同意もいただいております、広野の自治会からも同意をいただいているということでございます。基礎を置かないということから、草刈りなどのメンテナンスにつきましても、受人のほうで年間の費用を計上して継続的に行うということでございます。

なお、雨水などは自然流下という予定でございます。

続きまして、酒田8番です。次のページの酒田10番までの同じ受人の案件でございます。こちらも太陽光発電の敷地ということでパネルの設置となります。農地区分、許可基準は先ほどと同じものになりまして、別添資料の5ページをごらんいただきまして、先ほどの5番から7番と、少し間を置いての申請となっております。今回、同じ受人から2区画の申請が出ているという形になっております。

なお、それぞれ字限図ごらんいただきまして、周囲の農地の方からの同意につきましては、字限図、上のほうから申し上げますと57番の1、その下、下がって54の1、また下がりますと48の1、44の1、こちらの畑の方からの同意もいただいているところでございます。また風の対策につきましても、西側のほうに工場がありまして、そのためまず風の影響もさほど受けないというところがございます。

詳しくはスライドをごらんいただきながらご説明したいと思いますので、準備いたしますので、少々お待ちください。

(スライド準備し映写して説明)

説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告を願います。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。議第20号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。地元農業委員から現地調査の結果報告を願います。

酒田4番について、26番、関口友子委員、お願いいたします。

○23番 関口友子委員

以前から何度か申請が出ている箇所となりまして、場所及び今回の受人についても問題ないと思いますので、よろしくご審議願います。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、酒田5番から酒田10番までについて私が担当でございますので説明いたします。  
25番、五十嵐です。

今、スライドでごらんいただいたとおりですけれども、この場所ですけれども、先ほど主査が説明したとおり、南側にその太陽光パネルが設置されるわけで、隣地、住宅に設置する場合はその輻射熱、反射熱が心配されますので、その辺、農業振興協議会と業者といろいろ相談して、大丈夫であるということをご報告いただいております。あと隣地の農地の方、それから図面の右側にある末広自治会の話し合いも済んで合意を得ていると聞いておりますので、よろしくご審議いただきたいと思っております。

それでは、質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方お願いいたします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

議第20号 農地法第5条の許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第20号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可決定いたします。

---

## 議第21号 農用地利用集積計画について

続きまして、議第21号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を願います。

○藤井事務局長

議第21号 農用地利用集積計画につきまして、1番、一般事業、(1)所有権の移転が2件、(2)利用権の設定が86件の計画の申し出がありました。その可否を決定しようとするものであります。詳細につきまして説明をさせていただきます。

○阿彦農地係長

24ページ、議第21号 農用地利用集積計画についてです。

1番、一般事業、(1)所有権の移転。公告予定日は平成31年4月17日の予定です。

それでは、本楯の2番です。先ほど3条でも出てきた組み合わせになってございます。農地の交換ということで、このたび所有権の移転ということになっております。10アール当たり対価は25万円で、総額4万1,250円での売買となります。移転時期、支払い時期は平成31年4月25日の予定となっております。

なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、全件におきまして要件欄に記載のとおり全部効率活用要件、農業常時従事要件、自立、意欲、能力要件、認定農業者等、経営面積まで各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを地元農業委員からあらかじめ確認をさせていただいております。

続きまして、中平田の1番です。熊手島の田2筆につきまして10アール当たり対価56万円、総額178万4,720円での売買です。移転時期、支払い時期は平成31年4月30日です。

続きまして、25ページ、ごらんください。

1、一般事業、(2)利用権の設定になります。公告予定日は平成31年4月17日です。

なお、今回、利用集積及び3条申請などにつきましてですが、始期と終期につきまして平成の表記となっております。このたび元号が令和に変わることによりまして、終期につきましては全て利用集積計画に既に署名、押印いただいているものでございますので、許可証をお返しする際に、この



平成を令和に読みかえる旨を添書に記載いたしましてお返しするようにしたいと思っております。それでは、酒田の32件分について申し上げます。

今回の説明に当たりましては、J A通して賃借料が10アール当たり1万1,000円、期間が10年、更新のものを基本としまして、それにつきましての説明を省かせていただきたいと思います。それ以外のものについての説明を申し上げます。

それでは、南遊佐の34番、35番と同じ借受人となっております。J A通しなしで期間が5年、34番のほうが更新、35番が新規の契約でございます。

続いて、南遊佐の36番、37番と同じ借受人でございます。期間について、36番が3年、37番が10年で、36番のほうは18条6項での解約の残期間となっております。新規契約、37番は更新となっております。

続いて、南遊佐38番、6,000円の賃借料で10年、新規の契約です。26ページをお開きください。西荒瀬22番、23番ともJ A通しなしで同じ借受人の契約となっております。期間が25年、更新の契約でございます。

続いて、西荒瀬24番、25番、26番と同じ貸付人となっております。24番が3年、25番は10年、26番は3年のそれぞれ更新契約となっております。

続いて、本楯の22番です。次のページ、本楯23番まで同じ借受人となっております。先ほど3条申請の使用貸借で親子間の使用貸借で経営権を得た形で、このたび移転を行うものでございます。期間が22番のほうは18条6項で解約の残期間5年、23番のほうは7年となっております。

それでは、27ページ、上田8番、ごらんください。こちらは10年での新規の契約です。

北平田10番、J A通しなしで5年の更新の契約です。北平田11番もJ A通しなし。10年の新規契約です。その下、中平田20番から次のページの中平田23番まで同じ借受人となっております。今月の3条申請で出てまいりました経営者移転の案件となりまして、それぞれ期間につきましては18条6項の残期間となります。20番が5年、21番が6年、22番が6年、23番が10年の移転契約です。

中ほど、新堀30番です。J A通しなしになります。こちら30番と31番は同じ借受人となっておりますが、30番のほうについては10年で、31番は10年の移転となっております。

続いて、新堀の32番、こちらは10年の新規契約。新堀の33番も10年の新規契約です。

次のページです。広野30番、10年の新規契約です。

広野31番、32番と、それぞれ18条6項で解約した残期間の契約となります。同じ借受人ですが、それぞれ3年と5年の新規契約となります。

袖浦の20番、こちらは3,000円の賃借料となりまして、条件の悪い田ということでこの価格での設定となります。10年の新規契約です。

袖浦21番も3,000円の賃借料で新規の契約です。袖浦22番と次のページの袖浦23番、袖浦24番と同じ貸付人となっております。

一旦、29ページにお戻りいただきまして、こちらの条件についても、悪い田であることから3,000円の賃借料で新規の契約です。次ページをお開きいただきまして、続いて23番、24番と同じく3,000円の賃借料で新規の契約となります。

なお、補足としまして袖浦24番の借受人につきましては、経営面積が1,891㎡となっておりますが、これまでも餅米などの出荷がある方でありまして、新規就農ではなくこれまでの経営で実績のある方ということでございます。

次に、浜中の2番です。こちらは浜中の畑と雑種地になりますが、現況主義によりましての申請であり、雑種地は畑の状況となっております。4,000円の賃借料で5年の更新となっております。

なお、補足ですが貸付人が一般法人であります。以前に5条許可で農地を地目変更することで取得を受けまして、その後、地目変更については現況認定時に地目の変更を行わず、そのまま雑種地状態のまま水耕栽培でトマトの栽培をなさっていた実績のある方でございます。このたび新規就農者であった借受人に貸し付けしていた契約をこのたび更新となるものとなっております。

酒田は以上です。

#### ○八幡総合支所 石塚専門員

次に、八幡地区を申し上げます。八幡地区については4件になります。

八幡68番につきましては、先ほど解約になりましたものを新たに借受人を変えて賃貸借するものでありまして、11,000円の10年の新規となります。

八幡69番につきましては、J A通しの新規でございますが、9,000円で5年の新規。

八幡70番、71番につきましては、同じ貸付人でございますが、出し手の方が今年度ちょっと体調不良ということで息子さんが主に耕作しておる方ですが、本年度は体調不良で耕作ができないということで、1年限定で圃場の隣接の方に受け手となっていただくということで、70番、71番とも1万1,000円の1年の新規ということでの契約でございます。以上です。

○松山総合支所 門脇調整主任

続きまして、松山になります。松山、26件になります。

松山36番から松山46番まで、更新の案件となっております。

松山36番から松山37番までは、農協を通さず、貸付人、借受人とも庄内町の人で、価格も庄内町単価を用いています。

松山38番から、次のページの松山46番まで、こちらが農協を通しです。松山41番から松山42番の貸付人は同じ方です。松山44番から松山45番の貸付人同じ方です。松山46番47番の貸付人が、同じ世帯。同じく松山46番47番の借受人が同じ方となっています。

次、松山47番から、松山55番まで、こちらが農協を通しての新規の案件となっています。

松山54番から松山55番までは、先ほどの18条6項で解約して借受人が変更になった案件となっています。松山56番から松山61番までは、先ほどの18条6項で解約し親子で経営権を変更した関連で、このたび息子が借り受ける案件となっております。以上、松山になります。

○平田総合支所 五十嵐主査

36ページをお開きください。平田地域です。平田地域はJ A経由が少ないことから、J A経由があった場合、説明させていただきます。

平田66番、8,000円、3年、更新です。平田67番J A経由になります。賃借料が1万1,000円、3,000円、6,000円、1,000円、混在しております。10年更新です。

平田68番、6,000円、1万1,000円、10年の更新です。平田69番、1万1,000円、10年、新規です。

平田70番、こちらは一番下の筆の畑が0円、5年の更新です。

71番、6,000円、10年更新で、72番は6,000円、10年の新規になります。

平田73番と74番、同じ借受人になります。73番は9,000円と1,000円、10年、更新、一部新規です。1,000円の部分が新規になります。74番はJ A経由になります。9,000円、10年、新規です。

平田75番と、76番、同じ借受人になります。75番、6,000円、10年、新規です。76番、9,000円、10年、新規です。こちらもJ A経由になります。

平田77番、7,000円、10年、更新です。

平田78番から80番までJ A経由になりまして、同じ借受人になります。78番は9,000円、10年、新規です。79番は6,000円、10年、新規です。80番は、6,000円と3,000円、混在しております。10年、新規です。平田81番、J A経由になります。9,000円、10年、新規です。

平田82番もJ A経由になります。6,000円、10年、新規です。

平田83番、1万1,000円、10年、新規です。

平田84番、J A経由になります。1万1,000円、10年、更新です。以上です。

○五十嵐直太郎 議長

農地調査委員会の報告を願います。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。議第21号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

議案の件数が多いため、審議の前に精査のための時間を設けたいと思います。二、三分、黙読をお願いいたします。

(黙読)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、初めに農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

29番、大場重樹委員、6番、佐藤良委員、21番、富樫一彦委員、23番、後藤保喜委員に該当する案件がありますので、この計画案を先に審議します。4名に退席を求め、暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開します。質疑に入ります。

議案書25ページ、南遊佐36番、37番、29ページ、袖浦22番、32ページ、松山39番、44番、37ページ、平田71番、72番について、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かご質問ありませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

南遊佐36番、37番、袖浦22番、松山39番、44番、平田71番、72番についてを計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、南遊佐36番、37番、袖浦22番、松山39番、44番、平田71番、72番については計画決定といたします。

ここで、29番、大場重樹委員、6番、佐藤良委員、21番、富樫一彦委員、23番、後藤保喜委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時40分 休憩

午前10時40分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。続きまして、庄内みどり農業協同組合及び酒田市袖浦農業協同組合を經由した転貸の議案について、11番、佐藤茂樹委員、6番、佐藤良委員、19番、五十嵐弘樹委員には、議長が指名した以外の発言と採決参加について制限いたしますので、ご留意ください。

それでは、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

庄内みどり農業協同組合及び酒田市袖浦農業協同組合を經由した転貸の議案についてを計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、庄内みどり農業協同組合及び酒田市袖浦農業協同組合を經由した転貸の議案について、計画決定といたします。11番、佐藤茂樹委員、6番、佐藤良委員、19番、五十嵐弘樹委員の議長指名以外の発言と採決参加についての制限を解除いたします。

続きまして、これまで計画決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案以外について審議します。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何か、ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。  
議事参与の制限の議案以外を計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を計画決定といたします。  
以上により、議題21号については全て計画決定となりました。

---

## 議第22号 下限面積（別段の面積）について

続きまして、議第22号 下限面積の設定についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を願います。

○藤井事務局長

議第22号 下限面積（別段の面積）の設定につきましては、平成21年の農地法改正により、酒田市農業委員会では2地区について下限面積を設定しているところであります。  
なお、下限面積につきましては、毎年その設定または修正の必要性について審議しなければならないというふうにされているため、このたび調整の上、ご審議をいただくものでございます。  
詳細につきましては、農地係長より説明をいたします。

○阿彦農地係長

それでは、議第22号 下限面積（別段の面積）の設定について申し上げます。42ページをお開きください。  
こちらにありますとおり、現行の下限面積は、平成21年の12月15日に設定した飛島地区の25アール、旧松嶺地区の30アールということで設定されてございます。  
詳細については次のページ、43ページの中ほどにございますが、（参考1）ということで旧松嶺地区の区域を載せてございます。本年度につきましては上の表の右側の備考欄にありますとおり、農家世帯数及びその地区の全体世帯数が載っておりますけれども、こちらの根拠法が43ページの（参考2）のほうに載せてございます。  
先般より、いろいろ下限面積のお話はご協議いただいておりますが、今回の下限の設定は17条1項に基づくものでありまして、その内容としましては、その設定する区域の農家数のおおむね4割を下らない戸数があることが前提となっております。これを受けましてこの備考欄ごらんいただきますと、飛島のほうは、25アール未満農家数が全体の84に対して31ということで約37%になってございます。その下が旧松嶺地区については、全体が57戸数に対して28戸数ということで約49%ということになっております。  
（参考2）の③のところの下線を引いてあるところをごらんいただきたいと思いますが、このたび飛島のほうで37%ということで、まず実質4割を若干切っているという状況になっております。ですが農林水産関係の『おおむね』の考え方が8掛け、80%を掛けた数字を使われていることもありまして、40に対しては32となりますことから、このたび37%ではあります、現行のまま下限の設定をしたいと思うものでありますので、ご審議をお願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。議第22号 下限面積（別段の面積）の設定についてですが、農地調査委員会では変更を行わないことに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

審議に入ります。

何かご質問、ご意見のある方お願いいたします。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

私のほうからですが、17条1項ということですが、今の最適化委員会全体の中で17条2項の説明が主査のほうからもあるかなと思いますけれども、その辺は混同しないように、あくまでも17条1項の下限面積の審議でございますので、よろしくお願いいたします。

何かご質問、ご意見ありませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

議第22号 下限面積の設定については、今年度変更を行わないと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第22号についての変更は行わないと決定いたします。

---

## 閉 会

以上をもちまして、平成31年4月定例総会を閉会いたします。

(午前10時48分 閉会)

---